

ものづくり魅力発信助成事業 募集開始！

～ものづくりの魅力発信・企業間連携を応援します～

最大
10万円

市内中小製造業者によるものづくりの魅力発信、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成、企業間の連携による新たな商品開発・販路拡大等を図る取組に対し、活動経費を最大 10 万円助成します。

本日から募集を開始します。ぜひご応募ください。



横浜市ものづくり魅力発信

検索



1 助成金には、以下の2つの区分があります。

区分	概要	対象経費
ものづくり魅力発信事業	ものづくりに対する住民の理解促進や魅力向上、児童・生徒を対象とした将来のものづくり人材の育成にかかる取組に対する助成です。 例) ◇近隣住民等を招いた工場見学やお祭り ◇小学生を招いた職業体験 ◇学校等へ出向いての出前講座・ワークショップ	◇報償費 ◇旅費 ◇消耗品費 ◇燃料費 ◇食糧費 ◇印刷製本費 ◇光熱水費 ◇通信運搬費 ◇広告料 ◇保険料 ◇委託料 ◇使用料及び賃借料
ものづくり企業間連携事業	2者以上の事業者が連携し、新製品の開発・販路開拓等を行う事業で、これに伴う調査・情報収集・広報活動等に対する助成です。 例) ◇研修会・勉強会の開催及び講演会・セミナーへの参加 ◇展示会等※（展示会、見本市、商談会又はこれらに類するもの）への出展 ※本市主催又は共催の展示会等を除く ◇ホームページ開設及びパンフレット作成 ◇新製品・新技術開発、共同受注等に取り組むための市場調査、技術調査	◇謝金 ◇交通費※ ◇会場費 ◇参加費 ◇外注・委託費 ◇出展費 ◇会場整備費 ※事業に関わる出張費用だけを明確にできる場合のみ

<裏面あり>

2 助成対象者の要件

次に該当する方

- (1) 横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。
- (2) 2者以上の事業者で申請する場合は、構成員のうち2分の1以上が横浜市内に1年以上、事業所（本社、支社、工場、研究所(部門)）を置く製造業であり、かつ中小企業または個人事業主であること。

3 助成率及び助成限度額

助成対象経費の1/2（**限度額 10万円**）

4 申請期間 2020年1月31日（金）午後5時まで

※**事業を開始する前日までに**提出が必要です。

※予算額を超過した場合は、申請期間前に募集を終了することがあります。

5 補助対象期間 2020年2月28日（金）まで

6 申請先

横浜市経済局ものづくり支援課 ものづくり魅力発信助成金担当

〒231-0016 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル5階

（電話）045-671-2597

（メール）ke-miryoku@city.yokohama.jp

お問合せ先		
経済局ものづくり支援課長	高柳 友紀	Tel 045-671-3839